

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業
支援金交付申請要領

＜路線バス・タクシー・自動車運転代行業事業者＞

令和6年11月

交通政策課

【提出先・問合せ先】

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業事務局

電話番号：099-202-0950

FAX番号：099-202-0960

E-mail：jimukyoku@kago-nenryou.jp

受付時間：9:30～17:30

（うち12:00～13:00，土日祝を除く）

鹿児島県庁ホームページ

<https://www.pref.kagoshima.jp/ac08/nennryouyukoutousien.html>

※申請の際には、必ず事前に県のホームページをご確認ください。

I. 支援金の概要

1 趣旨

燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある路線バス、タクシー、自動車運転代行業事業者（以下「支援対象事業者」という。）に対し、燃料油購入の負担軽減を行い、引き続き事業継続がなされるよう支援金を交付します。

2 対象事業者

対象事業者は、次の(1)~(4)のすべてに該当する路線バス、タクシー、自動車運転代行業事業者とします。

- (1) 鹿児島県内に本店、支店又は営業所があること。
(鹿児島運輸支局に登録されている車両を保持している事業所に限る。)
- (2) 公営企業でないこと。
- (3) 引き続き事業実施の意志がある事業者であること。
- (4) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

3 一支援対象事業者に対する支援金の額

ア 路線バス事業者

次の要件を満たす車両 1 台につき予算の範囲内で、85,000 円を超えない額

- (1) 以下の基準日において、路線バスとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、又は登録されていた、県内の本店、支店又は営業所に所属している乗合バス車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。）

※貸切、限定及び特定旅客に使用する車両は除く

令和6年8月1日時点において登録されている車両 <令和6年8月~12月分>

1台につき、85,000円

イ タクシー事業者

次の要件を満たす車両 1 台につき、使用している油種により予算の範囲内で、41,000 円を超えない額

- (1) 以下の基準日において、タクシーとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、又は登録されていた、県内の本店、支店又は営業所に所属しているタクシー車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。）

令和6年8月1日時点において登録されている車両 <令和6年8月~12月分>

- ・オートガス（自動車用 LP ガス）：30,000 円／台
- ・ガソリン又は軽油：41,000 円／台
- ・ガソリン及びオートガス（LPG ハイブリッド）：35,000 円／台

ウ 自動車運転代行業事業者

次の要件を満たす車両1台につき、予算の範囲内で、20,000円を超えない額

- (1) 以下の基準日において、随伴用自動車として使用し、鹿児島県公安委員会に認定
手続の際に届け出ている、又は届け出ていた、県内の本店、支店又は営業所に所属
している車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。）

令和6年8月1日時点において登録されている車両 <令和6年8月～12月分>

1台につき、20,000円

4 不交付要件

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者に対しては支援金を交付しません。

- (1) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者
- (2) 前1号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないとして知事が認める者

5 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。必ず、必要申請書類チェックリストをご確認の上、下記の申請書類とともに送付してください。なお、提出された書類は返却しません。

※提出書類は、原則A4サイズ、片面印刷でお願いします。

【申請書類一覧】

- ① 必要申請書類チェックリスト
- ② 鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書
（別記第1号様式）
※前回までの申請書兼請求書の書式での提出は不可
- ③ 県税の未納がないことを証する納税証明書（各地域振興局・支庁で発行できます。）
※申請日以前3ヶ月以内の証明日付のものをご提出下さい。
（令和6年4月～7月分の支援金を申請された方は省略できます。）
- ④ 対象車両の自動車登録番号または車両番号を記した車両一覧表（別紙第2号様式）

⑤ 対象車両の自動車検査証・自動車検査証記録事項の写し（原寸大）

※車検証の有効期限が、令和6年8月1日以降であることをご確認ください。

有効期間の満了する日が令和6年7月31日以前の場合は、新しい自動車検査証を必ずご提出下さい。（令和4～5年度、または令和6年4月～7月分の支援金を申請し、引き続き有効期限内の対象車両を使用している場合は提出を省略できます）なお、自動車検査証・自動車検査証記録事項の写しは縮小せず、A4サイズ、片面印刷でご提出ください。

⑥ 申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し

個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

（いずれも、表面と通帳を開いた1、2ページ目）

※ただし、令和4～5年度、または令和6年4月～7月に支援金を申請された方で口座変更がない場合は提出を省略できます。（変更がある場合は再度ご提出ください）

⑦ 事業の認可書、許可書又は認定証の写し

※ただし、令和4～5年度、または令和6年4月～7月に支援金を申請された方は提出を省略できます。（変更がある場合は再度ご提出ください）

⑧ 運転代行保険の写し（自動車運転代行事業者のみ）

※登録車両情報が明記されているもの、保険の有効期限が申請日時点で有効であるものを提出ください。（なお、国土交通省令で定める基準（損害賠償額：対人8,000万円以上、対物・車両200万以上）に適合する代行保険であること）

※ただし、令和6年4月～7月に支援金を申請された方で、車両変更がなく有効期限が令和6年8月1日を含んでいる場合は提出を省略できます。（有効期限の満了する日が令和6年7月31日以前の場合や、車両を変更した場合等は新しい代行保険の写しをご提出ください。）

【その他添付資料】

◎下記項目に該当する事業者は、変更になったことを証明する書類の写し（履歴事項全部証明書等）を提出してください。

- ・代表取締役や代表者が変更になった場合
- ・住所変更があった場合 等

◎下記項目に該当する事業者は、移動円滑化基準適用除外認定書の書類の写しを提出してください。

- ・路線バス申請において、用途が「乗用」であるが、地域のコミュニティバス運行等に利用されている場合

Ⅱ. 交付申請方法

交付申請は、次のとおり申請できるものとします。

【受付期間】 令和6年11月18日（月）～令和7年1月17日（金）※締切日消印有効

【申請方法】 郵送もしくはメールによる提出

※簡易書留又はレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。なお、宛て先の誤りにご注意ください。

※持参による申請、ファックスによる申請は受け付けておりません。

【宛て先】

（郵送の場合）

〒892-8799

鹿児島東郵便局留

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業事務局 宛

支援金交付申請書在中

※**支援金交付申請書在中**とご記入ください。

※封書には、差出人の住所及び事業者名（氏名）を記載してください。

※送料は必ず申請者側でのご負担をお願いします。

（メールの場合）

jimukyoku@kago-nenryou.jp

※件名には、**貴社名 支援金交付申請**とご記入ください。

※添付資料の容量によっては受信できない場合がありますので、メール送信後は必ず事務局へ確認のお電話をお願いいたします。

【申請に必要な書類の入手方法】

申請に必要な書類については、鹿児島県庁のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.kagoshima.jp/ac08/nennryouyukoutousien.html>

Ⅲ. 交付の決定等

1 補助金交付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査したうえ、適正と認められるときは補助金を交付します。

2 通知

申請書類の確認の結果、補助金の交付を決定したときは、後日、交付に関する通知書を発送します。

補助金の給付後においても申請書に添付した書類については5年間保存し、提出を求められたときはこれに応じてください。

3 補助金の返還

本補助金交付決定後、次の(1)～(3)の事項に該当する場合は、補助金の交付決定を取り消します。この場合、交付済みの補助金を返還していただきます。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けた者
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けた者
- (3) 正当な理由なく事業を実施しない者、又は実施する意思が認められないと判断される者

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金交付規程

(趣旨)

第1条 鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業事務局は、燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある路線バス、タクシー、自動車運転代行業に対して、引き続き事業継続がなされるよう、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下、「規則」という。）に定めるほか、この規程に定めるところによる。

(支援対象事業者及び交付額)

第2条 支援金の交付の対象事業者及び交付額は、別表1のとおりとする。

(支援金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書（以下、「支援金交付申請書等」という。）によるものとする。

2 規則第3条の規定により支援金交付申請書等に別表1に掲げる書類を添付する。

3 第1項の支援金交付申請書等の提出期限は、別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(支援金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるところとする。

(1) 支援対象事業者は、引き続き安定的な事業の継続に努めなければならない。

(2) 支援対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(3) 支援対象事業者は、(2)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付決定及び額の確定)

第5条 規則第6条及び第14条の規定に基づき、支援金の交付の決定及び交付額の確定の通知を、支援金交付決定及び額の確定通知書（別記第2号様式）により、行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(支援事業の経理等)

第7条 支援対象事業者においては、支援金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第9条 支援金の交付を受けようとする者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について支援金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この規程は、令和6年11月1日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

私は、下記の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

別表 1 (第 2 条関係)

路線バス事業者

<p>1 支援対象事業者</p>	<p>次の要件をすべて満たし、乗合旅客の運送を行う者 (公営事業者を除く)</p> <p>(1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者 (2) 交付申請日以降も引き続き事業実施の意志がある者 (3) 県内を発着する系統を定期運行している者</p>
<p>2 交付額</p>	<p>次の要件を満たす車両(以下、「対象車両」という。)1台につき 予算の範囲内で、85,000円を超えない額</p> <p>(1) 以下の基準日において、路線バスとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、又は登録されていた、県内の本店、支店又は営業所に所属している乗合バス車両又はこれに準ずる車両(リース車両を含む。)</p> <p>※貸切、限定及び特定旅客に使用する車両は除く</p> <p>令和6年8月1日時点において登録されている車両 <令和6年8月～12月分>※5カ月分の金額 <u>1台につき、85,000円</u></p>
<p>3 申請書の 添付書類</p>	<p>(1) 県税の未納がないことを証する納税証明書 (2) 対象車両の自動車登録番号又は車両番号を記した車両一覧表 (3) 対象車両の自動車検査証(写し) 国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている車両の自動車検査証の写し (4) 振込先口座の通帳(写し) (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の認可書、許可書(写し)</p>

タクシー事業者

<p>1 支援対象事業者</p>	<p>次の要件をすべて満たし、一般乗用旅客運送を行う者 （公営事業者を除く）</p> <p>(1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者</p> <p>(2) 交付申請日以降も引き続き事業実施の意志がある者</p>
<p>2 交付額</p>	<p>次の要件を満たす車両1台につき、使用している油種により予算の範囲内で、41,000円を超えない額</p> <p>(1) 以下の基準日において、タクシーとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、又は登録されていた、県内の本店、支店又は営業所に所属しているタクシー車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。）</p> <p>令和6年8月1日時点において登録されている車両</p> <p>＜令和6年8月～12月分＞※5カ月分の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オートガス（自動車用LPガス）：<u>30,000円/台</u> ・ガソリン又は軽油：<u>41,000円/台</u> ・ガソリン及びオートガス（LPGハイブリッド）：<u>35,000円/台</u>
<p>3 申請書の 添付書類</p>	<p>(1) 県税の未納がないことを証する納税証明書</p> <p>(2) 対象車両の自動車登録番号又は車両番号を記した車両一覧表</p> <p>(3) 対象車両の自動車検査証（写し）</p> <p>国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている車両の自動車検査証の写し</p> <p>(4) 振込先口座の通帳（写し）</p> <p>(5) 一般乗用旅客自動車運送事業者の認可書、許可書（写し）</p>

自動車運転代行業事業者

1 支援対象事業者	次の要件をすべて満たし、自動車運転代行業を行う者 (公営事業者を除く) (1) 県内に本店、支店又は営業所を有する者 (2) 交付申請日以降も引き続き事業実施の意志がある者
2 交付額	次の要件を満たす車両1台につき、予算の範囲内で、20,000円を超えない額 (1) 以下の基準日において、随伴用自動車として使用し、鹿児島県公安委員会に認定手続きの際に届け出ている、又は届け出ていた県内の本店、支店又は営業所に所属している車両又はこれに準ずる車両(リース車両を含む。) 令和6年8月1日時点において登録されている車両 ＜令和6年8月～12月分＞※5カ月分の金額 <u>1台につき、20,000円</u>
3 申請書の 添付書類	(1) 県税の未納がないことを証する納税証明書 (2) 対象車両の自動車登録番号又は車両番号を記した車両一覧表 (3) 対象車両の自動車検査証(写し) 鹿児島県公安委員会に認定手続きの際に届け出ている車両の自動車検査証の写し (4) 振込先口座の通帳(写し) (5) 自動車運転代行業の認定証(写し) (6) 運転代行保険の写し

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業 F A Q

令和6年11月

No.		問	答
1	制度の趣旨	本事業の目的は。	燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある路線バス、タクシー、自動車運転代行業、トラック運送事業者に対し、燃料油購入の負担軽減を行い、引き続き事業継続がなされるよう支援するものです。
2	制度の趣旨	支援金の交付額は。	支援金の交付額については、事業者により異なります。詳細は交付規程等で御確認ください。 支援の対象期間は、令和6年8月～12月（5カ月）となっており、令和6年8月1日の基準日時点で保有している稼働車両が支援対象となります。 なお、1台あたりの支援額は5カ月分の金額です。
3	支援対象	本事業の対象事業者は。	以下の全てに該当する路線バス、タクシー、自動車運転代行業、トラック運送事業者が対象です。 (1)鹿児島県内に本社、支店又は営業所があること（国土交通省九州運輸局に登録されている車両を保持している事業所に限る。）。 (2)公営企業でないこと。 (3)引き続き事業実施の意志がある事業者であること。 (4)代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
4	支援対象	九州運輸局に休車（廃車）の届出をしているが、対象となるか。	令和6年8月1日（基準日）時点で休車の届出をしている車両については、対象外となります。 今回は、燃料油価格の高騰に着目して支援を行うこととしており、基準日時点で運行している車両を対象としたところです。ご理解いただきますようお願いいたします。
5	支援対象	新しく購入し車両登録した車両は、対象となるか。	令和6年8月1日（基準日）時点で登録をしていない車両については、対象なりません。 この場合に、8月2日以降に新しく購入した車両を対象とすることは、車両更新である場合もあり、それを確認することが難しいことから、2重払い防止の観点から、8月2日以降の登録車両については認めていないところです。一定の基準日を設けることをご理解いただきますようお願いいたします。
6	支援対象	8月1日時点で車両登録されていたが、交付申請日までに休車（廃車）の届出をした車両は対象となるか。	令和6年8月1日（基準日）時点で登録をしている場合は対象となります。登録事項等証明書など、車両登録時期及び休車（廃車）時期が分かる書類を提出してください。 ただし書類の入手が不可能な場合、添付する「車両一覧表」の備考欄に、その旨が分かるように記載してください。
7	支援対象	8月1日から交付申請日までに、途中で休車を取りやめた車両については対象となるか。	令和6年8月1日（基準日）時点で休車中の車両については、支援額の計算における台数には計上できません。
8	支援対象	リース等により使用している車両は、対象となるか。	事業用車両として届出を行った事業者からの申請であれば、対象となります。 ※車両の所有者と使用者、両方から重複して申請がなされないようご注意ください。
9	支援対象	燃料油を使用しない車両は対象となるか。	本事業は、燃料油価格高騰対策として実施するものであるため、EV（電気）車両は対象なりません。
10	支援対象	運行する会社の変更などで、運送事業の認可書、許可書又は認定証が提出できないが、どうすれば良いか。	運送事業の名称変更の届出（九州運輸局の受付印のあるもの）の写しなど、現在、運送事業を行っていることが分かる書類を提出してください。
11	バス	特定バス、貸切バスは対象となるか。	本事業においては、九州運輸局鹿児島運輸支局に基準日時点で「一般乗合旅客自動車」として登録のある車両を対象としているため、「特定バス」、「貸切バス」については対象外としています。
12	タクシー	福祉タクシーは対象となるか。	本事業においては、九州運輸局鹿児島運輸支局に基準日時点で「一般乗用旅客自動車」として登録のあるタクシー車両を対象としているため、福祉タクシー（福祉限定含む）も対象となります。
13	トラック	自家用のトラックは対象となるか。	本事業においては、九州運輸局鹿児島運輸支局に基準日時点で「貨物自動車」として登録のあるトラック車両を対象としているため、自家用として使用されているトラックは対象なりません。 本事業はトラック運送事業を営んでいる方を支援することを目的としています。ご理解いただきますようお願いいたします。
14	トラック	被牽引車は対象となるか。	本事業は、燃料油価格高騰対策として実施するものであるため、自走しない車両である被牽引車は対象なりません。

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業 F A Q

令和6年11月

No.		問	答
15	その他	支援金の申請方法は。	今回の申請方法は原則、バス、タクシー、自動車運転代行業、トラック運送事業者ともに1回の申請となります。申請様式等については、案内文や県ホームページをご確認ください。
16	その他	支援金額が交通機関毎等に異なるのはなぜか。	支援額の詳細についてはお答えできませんが、交通機関や油種によって、燃費や走行距離、稼働時間等が異なるため、これらを総合的に勘案し、支援額を定めております。
17	その他	支援金の支払いまでの期間は。	事務局へ書類が届いてから、2～3週間程度を見込んでいます。 (書類不備や記載ミス等がないことが条件)
18	運転代行	運転代行保険の写しはどれを提出すればよいですか。	国土交通省令で定める基準（損害賠償額：対人8,000万円以上、対物・車両200万円以上）に適合する代行保険の契約証書・保険証券で、保険期間、補償内容、登録車両番号がわかるページの写しをご提出ください。
19	提出物	どの納税証明書が必要か。	県税の未納がないことを証する納税証明書で、各地域振興局・支庁で発行されるものです。申請日以前3カ月以内の証明書日付のものをご提出ください。
20	提出物	納税証明書は毎回提出しなければならないのか。	令和6年4月～7月分の支援金を申請された方は、今回提出する必要はありません。今回初めて申請される方、また令和4年度、5年度に申請された方で令和6年4月～7月に申請されていない方は、納税証明書をご提出ください。
21	提出物	納税証明書は原本が必要ですか。	納税証明書は写しでも構いません。ただし、申請日以前3カ月以内に発行された証明日付のものをご提出ください。
22	提出物	車検証が2種類あるがどちらも必要ですか。	自動車検査証（A6サイズ）と自動車検査証記録事項（A4サイズ）がありますが、この事業では自動車検査証記録事項（A4サイズ）の写しをご提出ください。なお縮小コピーせず、必ずA4サイズ（原寸大）の写しをご提出ください。
23	提出物	申請書兼請求書はどこで入手できますか。	鹿児島県のホームページからダウンロードできます。必ず令和6年8月～12月分の申請書兼請求書を使用してください。